〇印の書類は必ず提出してください。（△印は必要とされる場合のみ提出）書類の提出にあたっては、「（様式13）提出書類確認表」を活用していただき、不足書類がなきよう留意願います。

	提出書類	区分
個人の場合	売買契約書または請書（必要な場合のみ）	△
	（様式7）契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	〇
	（様式8）保管依頼書（指定日に引渡しが受けられない場合のみ）	△
	（様式4）委任状（動産の受領を代理人が行う場合のみ）	△
	公的機関発行の証の写し（90日以内に発行されたものの写し）	〇
法人の場合	売買契約書または請書（必要な場合のみ）	△
	（様式7）契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	〇
	（様式8）保管依頼書（指定日に引渡しが受けられない場合のみ）	△
	（様式4）委任状（動産の受領を代理人が行う場合のみ）	△
	商業登記簿謄本の写し（90日以内に発行されたものの写し）	〇
	印鑑証明書の写し（90日以内に発行されたものの写し）	〇

・保管依頼書、委任状については条件などがありますので、詳細は「草津市上下水道部インターネット公有財産売却ガイドライン　第4の1　売払物件が「動産（自動車を除く）」の場合の権利移転および引渡しについて」をごらんください。

・公的機関発行の証とは、住民票抄本、印鑑登録証明書、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等をいいます。

・契約書について

落札金額が10万円未満の場合は売買契約書を省略し、10万円以上30万円未満の場合は売買契約書に代えて請書となります。